

足利市空き家・空き地バンク媒介に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部（以下「乙」という。）は、足利市空き家・空き地バンク実施要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する空き家等（要綱第2条第2号に規定する物件をいう。以下同じ。）の媒介等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び公益社団法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義及び誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家等に係る売買又は賃貸借（以下「売買等」という。）の適正かつ円滑な推進に資するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「空き家等の媒介」とは、空き家等の売買等を希望する者が、物件登録（要綱第4条に規定する物件登録をいう。以下同じ。）を受けた空き家等について、空き家等の利用を希望する者（要綱第2条第4号に規定する利用希望者をいう。）と当該空き家等の売買等を行う場合において、第4条第1項に規定する媒介業者が当該売買等の代理又は媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

（媒介に係る協力の依頼）

第4条 甲は、物件登録をしようとするときは、当該空き家等について、乙に対し、空き家等の媒介の協力及び要綱第5条第3項の規定による当該空き家等の媒介を行う業者（以下「媒介業者」という。）の推薦を依頼するものとする。

（媒介業者）

第5条 乙は、前条の規定による依頼を受けたときは、速やかに、希望条件を考慮の上、甲に媒介業者を推薦するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から媒介業者の推薦を受けたときは、物件登録を行い、物件登録者にその旨を文書等により通知する。
- 3 媒介業者は、物件登録者の希望条件に配慮しなければならない。
- 4 媒介業者は、空き家等の媒介の依頼を受けた空き家等について、次に掲げる調査を実施するものとする。

(1) 売買等の契約に必要な事項の調査

(2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）

第35条第1項に規定する重要事項の説明に必要な事項の調査

(3) その他空き家等の媒介業務に必要な事項の調査

5 媒介業者は、前項各号に掲げる調査を遂行し、足利市空き家・空き地バンクに物件登録がされた場合において、当該物件登録が売買を目的とする場合は、宅建業法第34条の2第1項の規定により、物件登録者と空き家等の媒介に関する契約（以下「媒介契約」という。）を書面で締結するものとする。

（媒介の業務）

第6条 媒介業者は、登録物件について利用希望者から売買等の交渉の申込みを受けたときは、速やかに物件登録者と調整を図り、空き家等の媒介を行うものとする。

（媒介に係る結果等の報告）

第7条 媒介業者は、前条の規定により行った空き家等の媒介の結果について、速やかに乙に報告するものとする。

2 乙は、媒介業者から前項に規定する媒介結果の報告を受けたときは、遅滞なく、その旨を甲に報告するものとする。

（媒介の報酬）

第8条 この協定に基づく空き家等の媒介に係る報酬については、宅建業法第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

（苦情又は紛争の処理）

第9条 この協定において、甲に関する行為を除き、空き家等の媒介に関し苦情又は紛争が発生した場合には、媒介業者の責任において処理するものとし、その責めを負うものとする。この場合において、乙は、媒介業者に対し、苦情又は紛争を解決するために業務規範に則り指導するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲又は乙は、この協定の規定に違反したときは、この協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙又は媒介業者に損害が発生した場合であっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとし、また、甲に損害が発生しても、乙又は媒介業者に責任がない場合は、賠償の責めを負わないものとする。

（事務の処理）

第11条 甲又は乙は、事務の諸手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による解除の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間が満了する前にこの協定を解除しようとするときは、当該解除予定日の1か月前までに書面により申し出るものとする。

（協議）

第13条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 住所 栃木県足利市本城三丁目2145番地

氏名 足利市

足利市長 早川尚秀



乙 住所 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号
大銀杏ビル7階

氏名 公益社団法人 全日本不動産協会栃木県本部

本部長 平山満

